

# 岐阜県公報

第二千五百三十号  
平成二十六年三月十八日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一六一<sup>ハ</sup>  
 (岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一六三  
 岐阜県河川法施行細則の一部を改正する規則 (河川課) 一六三

### 告示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正 (統計課) 一六四  
 肥料の登録 (農産園芸課) 一六四  
 肥料の登録の有効期間の更新 (同) 一六五  
 解除予定保安林とする旨の通知 (治山課) 一六五  
 木曾川右岸流域下水道の暗きよの使用料に関する告示の一部改正 (下水道課) 一六五

### 公示

争議行為の通知の公表 (労働雇用課) 一六六  
 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 一六六  
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 一六六  
 落札者等に関する公示 (中濃振興局) 一六七  
 土地改良区役員の退任及び就職 (揖斐農林事務所) 一六七  
 土地改良区の定款の変更認可 (同) 一六七  
 猟銃等講習会の開催 (生活安全総務課) 一六八  
 年少射撃資格講習会の開催 (同) 一六九

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三号様式を次のように改める。

県税事務所長様

個人の県民税の不納欠損報告書

市町村長

第 年 月 日 印

岐阜県税条例施行規則第53条第4項の規定により次のとおり報告します。

| 区                    | 分                    | 県民税及び市町村民税の合計額                      |                      |                      |                       |          |
|----------------------|----------------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------|
|                      |                      | 人件                                  | 員数                   | 本税<br>円 <sup>①</sup> | 加算金<br>円 <sup>②</sup> | 計 +<br>円 |
| 欠年<br>損月<br>整理日      | 現年課税分                | 地方税法第15条の7第4項に該当するもの                | 人件                   |                      | 過不重                   |          |
|                      |                      |                                     | 員数                   | 人件                   | 過不重                   |          |
|                      | 欠年<br>損度区<br>整理分     | 滞納繰越分                               | 地方税法第15条の7第5項に該当するもの | 人件                   | 過不重                   |          |
|                      |                      |                                     | 地方税法第15条の7第4項に該当するもの | 人件                   | 過不重                   |          |
| 合計                   |                      | うち滞納処分の執行停止期間中に5年の<br>時効到来により消滅したもの | 人件                   | 過不重                  |                       |          |
| あ                    | ん                    | 分                                   | 率                    | 計 + + +              |                       |          |
|                      |                      |                                     |                      | 地方税法第15条の7第5項に該当するもの |                       | 過不重      |
|                      | 現年課税分                | 地方税法第15条の7第4項に該当するもの                |                      | 過不重                  |                       |          |
|                      | 不納欠損とした県<br>民税に係る徴収金 | 滞納繰越分                               | 地方税法第15条の7第5項に該当するもの |                      | 過不重                   |          |
| 地方税法第15条の7第4項に該当するもの |                      |                                     |                      | 過不重                  |                       |          |
| 地方税法第18条第1項に該当するもの   |                      |                                     |                      | 過不重                  |                       |          |
|                      |                      | うち滞納処分の執行停止期間中に5年の<br>時効到来により消滅したもの |                      | 過不重                  |                       |          |

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式心臓の機能障害の状況及び所見（十八歳以上用）の様式中「かこむ」

を「囲む」に、 「5 人工ペースメーカー（有・無） 手術日（ 年 月 日）

人工弁移植、弁置換（有・無） 手術日（ 年 月 日）

人工弁移植、弁置換（有・無） 手術日（ 年 月 日）

ペースメーカーの適応度（クラス） クラス ・ クラス ・ クラス

7 身体活動能力（運動強度） （ ） メッツ」

附則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県河川法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県河川法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「許可」の下に「及び登録」を加え、同条中「から」を「第二十四条及び」に、「までの許可」を「の許可並びに法第二十三条の二の登録」に、「許可の区分」を「区分」に、「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同条第一号中「又は」を「及び」に改め、「許可」の下に「並びに法第二十三条の二の登録」を加え、同条第二号中「水利使用に関する」を「前号に掲げる」に改め、同条第三号中「橋のための占有に係る」を「前二号に掲げる」に改める。

第三条の見出し中「許可」の下に「又は登録の」を加え、同条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「第二十四条の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「その許可」及び「従前の許可」の下に「又は登録」を加え、「当該許可」を「その許可又は登録」に改め、同条第二項中「許可の」を「許可又は登録の」に、「許可期間満了後」を「許可又は登録の期間満了後」に改め、「再度の許可」の下に「若しくは登録」を加え、「許可後」を「許可又は登録後」に改める。

第四条の見出し中「許可事項」の下に「又は登録事項」を加え、同条中「第二十三条の下」に「第二十四条」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「規定により」を削り、「許可」を「許可又は法第二十三条の二の登録」に、「許可の」を「許可又は登録の」に、「見やすい場所に」を「において、許可の場合にあつては」に、「指令番号」を「許可番号」に改め、「許可面積等を」の下に「登録の場合にあつてはその住所又は事務所所在地、氏名又は名称、登録年月日、存続期間、登録番号等を」を、「標識を」の下に「見やすい場所に」を加える。

第五条第一項中「第二十三条」の下に「第二十四条」を加え、「及び」を「若しくは」に、「規定による許可」を「許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

別表中

省令別表第一に係るもの

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）  
第四十五条第二号に掲げる水利使用  
その他の水利使用

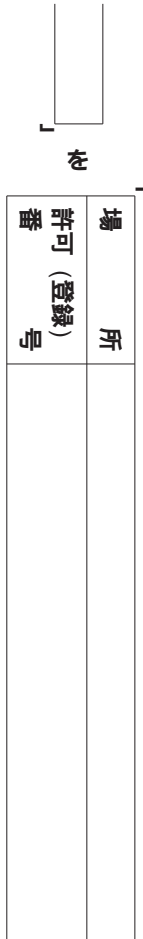
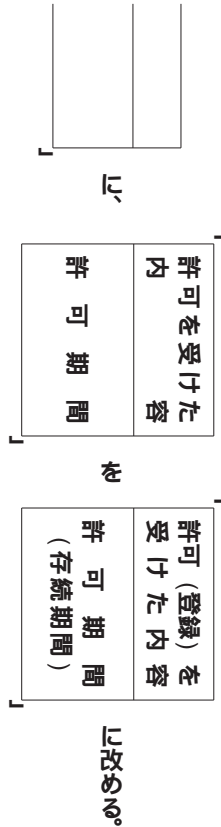
岐阜県告示第百二十二号

岐阜県統計調査条例に基づいて県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第一

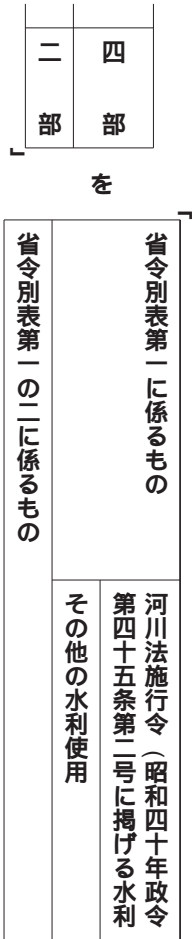
告 示

この規則は、公布の日から施行する。

附 則



別記様式中



百四十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

「県民栄養調査」を「県民栄養調査」に改める。

「県民栄養調査」を  
少子化に関する県民意識調査」

岐阜県告示第百二十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 登録番号         | 肥料の種類     | 肥料の名称      | 保証成分量 (%)                      | その他の規格   | 生産業者の氏名又は名称及び住所                     |
|--------------|-----------|------------|--------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 岐阜県第<br>八九一号 | 消石灰       | 七〇消石灰      | アルカリ分<br>七〇・〇                  | 該当なし     | 東方工業株式会社<br>佐賀県佐賀市高木瀬<br>東二丁目一三番一〇号 |
| 岐阜県第<br>八九二号 | 消石灰       | 七二顆粒消石灰    | アルカリ分<br>七二・〇                  | 同        | 同                                   |
| 岐阜県第<br>八九三号 | 炭酸カルシウム肥料 | 一五炭酸苦土石灰   | アルカリ分<br>五三・〇<br>可溶性苦土<br>一五・〇 | 公定規格のとおり | 同                                   |
| 岐阜県第<br>八九四号 | 炭酸カルシウム肥料 | 粒状一五炭酸苦土石灰 | アルカリ分<br>五三・〇<br>可溶性苦土<br>一五・〇 | 同        | 同                                   |
| 岐阜県第<br>八九五号 | 炭酸カルシウム肥料 | 東方炭酸苦土石灰   | アルカリ分<br>五三・〇                  | 同        | 同                                   |

|              |               |                |               |   |   |
|--------------|---------------|----------------|---------------|---|---|
| 岐阜県第<br>八九六号 | 炭酸カルシ<br>ウム肥料 | 東方粒状炭<br>酸苦土石灰 | 可溶性苦土<br>一五・〇 | 同 | 同 |
|--------------|---------------|----------------|---------------|---|---|

岐阜県告示第百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

|              |               |                |  |                  |                                |
|--------------|---------------|----------------|--|------------------|--------------------------------|
| 登録番号         | 肥料の種類         | 肥料の名称          | 保証成分量<br>(%)   | その他の<br>規格       | 生産業者の氏名又は<br>名称及び住所            |
| 岐阜県第<br>七九六号 | 炭酸カルシ<br>ウム肥料 | 粒状一五炭<br>酸苦土石灰 | アルカリ分<br>五三・〇<br>可溶性苦土<br>一五・〇                       | 公定規<br>格のと<br>おり | 矢橋工業株式会社<br>大垣市赤坂町二二六<br>番地    |
| 岐阜県第<br>七九七号 | 炭酸カルシ<br>ウム肥料 | 粒状一六炭<br>酸苦土石灰 | アルカリ分<br>五五・〇<br>可溶性苦土<br>一六・〇<br>内く溶性苦<br>土<br>一一・〇 | 公定規<br>格のと<br>おり | 矢橋商事株式会社<br>愛知県西尾市和泉町<br>一三三番地 |
| 岐阜県第<br>七九八号 | 炭酸カルシ<br>ウム肥料 | 一六炭酸苦<br>土石灰   | アルカリ分<br>五五・〇<br>可溶性苦土<br>一六・〇<br>内く溶性苦<br>土<br>一一・〇 | 同                | 同                              |

|              |             |             |                             |                  |                             |
|--------------|-------------|-------------|-----------------------------|------------------|-----------------------------|
| 岐阜県第<br>八二二号 | 混合有機質<br>肥料 | 安心T・S<br>1号 | 窒素全量<br>三・二<br>りん酸全量<br>三・二 | 公定規<br>格のと<br>おり | 柴田留夫<br>多治見市滝呂町一〇<br>丁目一九番地 |
|--------------|-------------|-------------|-----------------------------|------------------|-----------------------------|

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
可児市下切字青木二〇八の一・二、多治見市姫町五丁目六・八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 岐阜県告示第百二十六号
- 木曾川右岸流域下水道の暗きよの使用料に関する告示（平成十一年岐阜県告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
- 平成二十六年三月十八日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

公 示

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十條の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十六年三月二十日午前八時三十分以降四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

|                                 |                      |                                    |
|---------------------------------|----------------------|------------------------------------|
| 施行に係る地区名<br>（郡上1期地区）<br>（山本ため池） | 縦 覧 場 所<br>郡 上 市 役 所 | 縦 覧 期 間<br>平成二六・三・一八から<br>同 四・一六まで |
|---------------------------------|----------------------|------------------------------------|

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取消年月         | 商号又は名称     | 代表者の氏名       | 主たる営業所の所在地       | 許可番号       | 取り消した工業業         |
|--------------|------------|--------------|------------------|------------|------------------|
| 平成二十六年二月二十八日 | 西建産業株式会社   | 代表取締役 宗宮 與裕  | 揖斐郡揖斐川町 脛永一六四一   | 特二二四 二二二〇一 | 造園工業業            |
| 平成二十六年二月二十八日 | 宮島裝飾       | 宮島正雄         | 岐阜市中洲町 二二番地三     | 般二十三 一一〇九九 | 内装仕上工業業          |
| 平成二十六年二月三十一日 | 有限会社 玉腰工務店 | 代表取締役 玉腰 善十郎 | 高山市八幡町 五二        | 般二十四 三〇〇四  | 建築工業業            |
| 平成二十六年二月五日   | 株式会社 杉本管工  | 代表取締役 杉本 益美  | 関市東志摩八〇八番地       | 般二十三 一一〇〇八 | 土木、管、ほ装及び水道施設工業業 |
| 平成二十六年二月五日   | 建築塗装 竹蔵    | 佐竹豊蔵         | 大垣市島里二丁目八番地      | 般二十四 二〇〇一四 | 塗装工業業            |
| 平成二十六年二月十日   | 片山鉄工所      | 片山照男         | 美濃市前野八四〇番地一      | 般二十五 三五〇二五 | 鋼構造物工業業          |
| 平成二十六年二月十日   | 株式会社 KTK   | 代表取締役 三輪 正善  | 関市山田一四番地二        | 般二十三 三五〇三〇 | 建築工業業            |
| 平成二十六年二月十四日  | ヤマグチ 建築    | 山口辰生         | 加茂郡川辺町 上川辺五四二番地九 | 般二十二 一五〇四五 | 建築及び大工工業業        |

|             |               |                |                  |               |                       |
|-------------|---------------|----------------|------------------|---------------|-----------------------|
| 平成二十六年二月十七日 | 中屋            | 中村守生           | 安八郡神戸町大字神戸四五番地   | 般二二一五二四九      | 土木、管及び水道<br>施設工事業     |
| 平成二十六年二月十七日 | 株式会社<br>酒井工務店 | 代表取締役<br>酒井浩   | 不破郡垂井町府中一九四〇番地の一 | 般二二一<br>一三三六八 | 管工事業                  |
| 平成二十六年二月十八日 | 松本建設株式会社      | 代表取締役<br>松本成俊  | 高山市山田町一五四三番地の二   | 般二二二<br>九四五六  | 土木、とび・土工<br>及び水道施設工事業 |
| 平成二十六年二月十八日 | 有限会社<br>下垣内建設 | 代表取締役<br>下垣内友和 | 高山市滝町一三二四二番地     | 般二二四<br>一六六一二 | 土木工事業                 |

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 購入物品の名称及び予定数量 可茂、中瀬及び郡上総合庁舎で使用する電気 1,325,600kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成26年1月8日
- 落札者を決定した日 平成26年2月19日
- 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
丸紅株式会社  
国内電力プロジェクト部長 福田 知史
- 落札金額 28,947,612円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県中瀬振興局

(2) 所在地 兼濃市坂井町下井井2610 1

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

|             |          |    |      |            |        |
|-------------|----------|----|------|------------|--------|
| 土地改良区       | 退任年月日    | 役名 | 氏名   | 住          | 所      |
| 西濃用水土地改良区連合 | 平成二六・一・四 | 理事 | 細野治重 | 揖斐郡揖斐川町上三野 | 三一五番地  |
| 西濃用水土地改良区連合 | 平成二六・一・四 | 同  | 木村政明 | 養老郡養老町橋爪   | 一一三六番地 |
| 西濃用水土地改良区連合 | 平成二六・三・三 | 監事 | 野村千浩 | 養老郡養老町石畑   | 八三三番地  |

就任した役員

|             |          |    |         |          |       |
|-------------|----------|----|---------|----------|-------|
| 土地改良区       | 就任年月日    | 役名 | 氏名      | 住        | 所     |
| 西濃用水土地改良区連合 | 平成二六・三・四 | 理事 | 野村千浩    | 養老郡養老町石畑 | 八三三番地 |
| 西濃用水土地改良区連合 | 平成二六・三・四 | 監事 | 日比野 富士男 | 養老郡養老町豊  | 三三三番地 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇



|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 西 濃 用 水 土 地 改 良 区 連 合 |
| 認 可 年 月 日   | 平 成 二 六 ・ 三 ・ 一 一     |

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県公安委員会  
 委員長 古 田 善 伯

一 開催する講習会の種類

1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）

2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

| 開 催 年 月 日       | 開 催 時 間          | 開 催 場 所         |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 平成二十六年 六月 十日（木） | 午前十時から<br>午後五時まで | 飛 驒 総 合 庁 舎     |
| 同 年 八月 十日（日）    | 同                | 岐 阜 産 業 会 館     |
| 同 年 十一月 二十七日（木） | 同                | 大 垣 市 民 会 館     |
| 平成二十七年 三月 十日（木） | 同                | 東 濃 西 部 総 合 庁 舎 |

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。  
 なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。また、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三

経験者講習会  
 講習会の開催日時及び場所

| 開 催 年 月 日        | 開 催 時 間             | 開 催 場 所                      |
|------------------|---------------------|------------------------------|
| 平成二十六年 四月 十七日（木） | 午後一時三十分から<br>午後五時まで | 恵 那 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 四月 二十四日（木）   | 同                   | 大 垣 市 民 会 館                  |
| 同 年 五月 十五日（木）    | 同                   | 下 呂 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 五月 二十五日（日）   | 同                   | 岐 阜 産 業 会 館                  |
| 同 年 六月 二十六日（木）   | 同                   | 飛 驒 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 七月 三日（木）     | 同                   | 中 濃 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 七月 十三日（日）    | 同                   | 中 津 川 文 化 会 館                |
| 同 年 七月 三十一日（木）   | 同                   | 大 垣 市 民 会 館                  |
| 同 年 八月 二十一日（木）   | 同                   | 可 茂 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 八月 二十八日（木）   | 同                   | 岐 阜 県 シ ン ク タ ン<br>ク 庁 舎     |
| 同 年 九 月 四日（木）    | 同                   | 恵 那 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 九 月 十八日（木）   | 同                   | 中 濃 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 十月 二日（木）     | 同                   | 東 濃 西 部 総 合 庁 舎              |
| 同 年 十月 九日（木）     | 同                   | 岐 阜 県 シ ン ク タ ン<br>ク 庁 舎     |
| 同 年 十月 二十六日（日）   | 同                   | 大 垣 市 民 会 館                  |
| 同 年 十一月 九日（日）    | 同                   | 飛 驒 ・ 世 界 生 活 文<br>化 セ ン タ ー |
| 同 年 十二月 十一日（木）   | 同                   | 可 茂 総 合 庁 舎                  |
| 同 年 十二月 十八日（木）   | 同                   | 大 垣 市 民 会 館                  |



|                  |   |             |
|------------------|---|-------------|
| 平成二十七年 一月 十五日(木) | 同 | 恵那総合庁舎      |
| 同 年 一月 五日(木)     | 同 | 飛騨総合庁舎      |
| 同 年 一月 十九日(木)    | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |
| 同 年 三月 十九日(木)    | 同 | 中濃総合庁舎      |

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。

なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。

四 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真(六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの)一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等講習会日時等決定通知書により通知する。

五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

- 1 初心者講習会
  - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 2 経験者講習会
  - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
  - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間

七 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対して

八 その他  
は、退場を命ずることがある。

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 講習会の開催日時及び場所

| 開催年月日           | 開催時間             | 開催場所      |
|-----------------|------------------|-----------|
| 平成二十六年 六月 七日(土) | 午前十時から<br>午後四時まで | 岐阜県警察本部庁舎 |
| 同 年 八月 三十日(土)   | 同                | 同         |
| 同 年 十月 十八日(土)   | 同                | 同         |
| 同 年 十二月 六日(土)   | 同                | 同         |

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真(六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの)一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書に

より通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成二十六年三月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社